

# 子どもの権利NEWS

第3号

2005.12.6 発行

## 検討委員会の開催状況

平成17年11月19日(土)に第8回検討委員会が、11月23日(水)に第9回検討委員会がそれぞれ開始されました。この2回の検討委員会では、12月下旬に市長に手交する予定の中間答申書の作成に向けて、活発な議論を行いました。これまでのところ中間答申書案では、「なぜ、いま子どもの権利条例なのか」「さっぽろの子どもたち」「条例の課題」の3章で構成される予定となっております。どうぞご期待下さい!!



## 「子どもの権利ウェブ」開設のお知らせ

「子どもの権利ウェブページ」を開設しました。当ページでは、条例制定に向けた検討委員会での議論はもちろん、現在、1月の開催に向けて活発に取り組んでいる「子ども議会」の様子、子どもの権利条約に関する資料なども詳しくご紹介しております。是非ご覧下さい! URLはこちらです。 <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

## 第11回 札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

★ 日時 12/17(土) 16:00 ~ 場所 WEST19 研修室 A・B (札幌市中央区大通西19丁目)

## 子どもの権利って何だろう?…第3回

今回は、子どもの権利条約が定める4つの子どもの権利のうち、「守られる権利」、「参加する権利」についてお話しします。

「守られる権利」には、いくつもの意味があります。例えば、いくら親であっても、子どもに暴力を振るったり、心を傷つけるようなことをしてはいけません。

また、子どもであっても他の人に知られたくないプライバシーや名誉は守られなければなりません。もちろん、無理やり働かされたり、麻薬や覚せい剤などの使用や性的被害からも守られる権利があります。

## みんなで考えよう!子どもの権利

「参加する権利」については、条約上、次のようなことが定められています。まず、子どもには、自分に関係することについて、自分の意見を自由に言う権利があります。「子どもだから」という理由で発言が制限されることはありませんし、その年齢に応じて尊重されなければなりません。

意見を形づくるためには、知る権利も保障される必要があります。

また、自分の気持ちを言葉だけでなく、音楽や絵などによって自由に表現することもできます。他には、グループを作ったり、その人たちと集まったりすることが自由にできます。ただし、他の人の迷惑になるような表現や集会はいけません。

## これまでに寄せられた意見から

・子育て支援が叫ばれ、システムや施設等を整える方向にどんどん進んで、環境整備されてきていますが、本当に子ども中心に考えられているのか少し不安な部分もあります。

大人側からの支援になっていないだろうか、今一度、皆に考えてもらいたい。

(40代 女性)

・「権利」という言葉が一人歩きをしてしまいがちですが、同じ権利を他の人も有していることを認め合い、互いを尊重し合うことが大切と感じます。

(40代 男性)